

第13回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和3年11月5日(金)
開会14時45分 閉会15時25分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 上地 玲子 |
| 委員(教育長職務代理者) | 服部 俊也 |
| 委員 | 松田 欣也 |
| 委員 | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 田野 美佐 |
| 教育次長 | 梅崎 聖 |
| 学校教育推進監 | 平田 善久 |
| 教育政策課 | 課長 大西 治郎 |
| | 副課長 江草 大作 |
| | 総括主幹 土井 隆史 |
| 財務課 | 課長 遠藤 圭一 |
| 教職員課 | 課長 大重 義法 |
| 生涯学習課 | 課長 栗原 宏之 |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 附議事項
(1) 公立学校長の人事異動について
- 6 協議事項
(1) 令和3年11月岡山県議会定例会提出予定案件について
(2) 令和3年度11月補正予算協議額について
(3) 岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画(仮称)(素案)について

7 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（１）は人事案件であることから、協議事項（１）（２）は、今後、議会との協議を要するものであることから、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項（１）協議事項（１）（２）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決したが、会議の進行上、公開案件について先に審議する。

協議事項（３）岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（仮称）

(素案) について

- ・生涯学習課長から資料により一括説明

(委員)

分かりやすい工夫がされていると思うが、周知できていないのはどのような点か。

(生涯学習課長)

障害者団体の方に話を聞く中で、サービスを知らない方もいるという話を聞いており、まだ周知が行き渡っていない印象である。

(委員)

学習障害のある子どもに周知をするには、保護者にもしっかりと周知しなければならない。

(生涯学習課長)

市町村教育委員会を通じて学校から保護者へ伝わるようにしっかりと周知してまいりたい。

(委員)

点訳と音訳のどちらの方が需要があるのか。また、読書支援機器の金額はどのくらいか。

(生涯学習課長)

需要についてデータは持ち合わせていないが、音訳の方が幅広く利用されていると考えている。機器の金額については種類によって異なるが、例えば、デジタイズ機を聞くためのプレクストークは約4万円、読書拡大機は据え置き型で約20万円から40万円、携帯型で約3万円から20万円程度である。県立図書館では様々な機器を導入しているが、経年劣化により使用できない機器も一部あるため、今回の計画で更新できればと考えている。

(委員)

デジタル化により読書支援機器の技術進歩はないのか。

(生涯学習課長)

専用機器のため製作しているメーカーが少なく、メーカーによる大きな技術進歩は難しい。ただし、スマートフォンやタブレットなどでもデジタイズ機を聞くことができる。読書支援機器と併用していただければ、環境整備としては良いと考える。

(委員)

テキストデータにする段階が容易になることが課題である。テキストデータにするにあたり著作権はどうなるのか。

(生涯学習課長)

法改正により障害のある人が利用する場合は、緩くなっている。

(委員)

サピエ会員登録者数の目標について必要者の母数を記載した表現が良いのではないか。

(生涯学習課長)

障害者手帳の所持人数について計画の3ページに記載しているが、様々な障害区分の方から必要者を割り出すのは難しい。視覚障害者4,100人の約1割程度としている。

(委員)

現在も新設されている図書館では読書支援のサービスや読書支援機器を導入することは一般的なのか。

(生涯学習課長)

サピエの登録をしている図書館はあるが、機器の導入については一部できていない、あるいは提供していない図書館もある。

(委員)

岡山県内では県立図書館でなければ利用できないのか。

(生涯学習課長)

県立図書館ではサピエのデータをダウンロードして利用者へ発送するサービスをしており、読書支援機器を所持している方であればデータでやり取りが可能である。所持していない方には、読書支援機器を送付するサービスまでは行っていないが、県立図書館へ訪問していただき、読書支援機器をその場で貸出しすることは行っている。

以下、非公開のため省略。

閉会